

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則第6条の規定に基づく、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の名称、主な所掌事項は別表1、委員数、あらかじめ定める委員及び委員会事務局は別表2のとおりとする。

2 前項に定めるほか、各委員会の委員は、保健福祉学研究科教員及び事務局職員から選出するものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集および議長)

第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に重要と認めた事項については、出席した委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第7条 委員会は必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

2 専門部会等の委員は、第2条第2項の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

研究科委員会別表1

名 称	主な所管事項
研究科入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選抜制度に関する事 ○ 選抜試験の実施に関する事 ○ 研究生等の選考に関する事 ○ 試験問題の作成に関する事 ○ 研究科入試の広報に関する事

研究科委員会別表2

※網掛け者が採決権ある構成員

#研究科の委員は学部委員の兼務可

名称	事務局	学長	副学長	学部長	研究科長	事務局長	総務部	教務 学生部	企画・地域 貢献部	HIS設置 準備室	看護学科	栄養学科	社福学科	リハ学科	人間 総合科	研究科	地域 貢献C	実践C	学外 委員
研究科入試委員会	企画・地域貢 献課								○	○	1人#	1人#	1人#	2人#	1人#	6人			